

政府税制調査会

海外出張調査報告

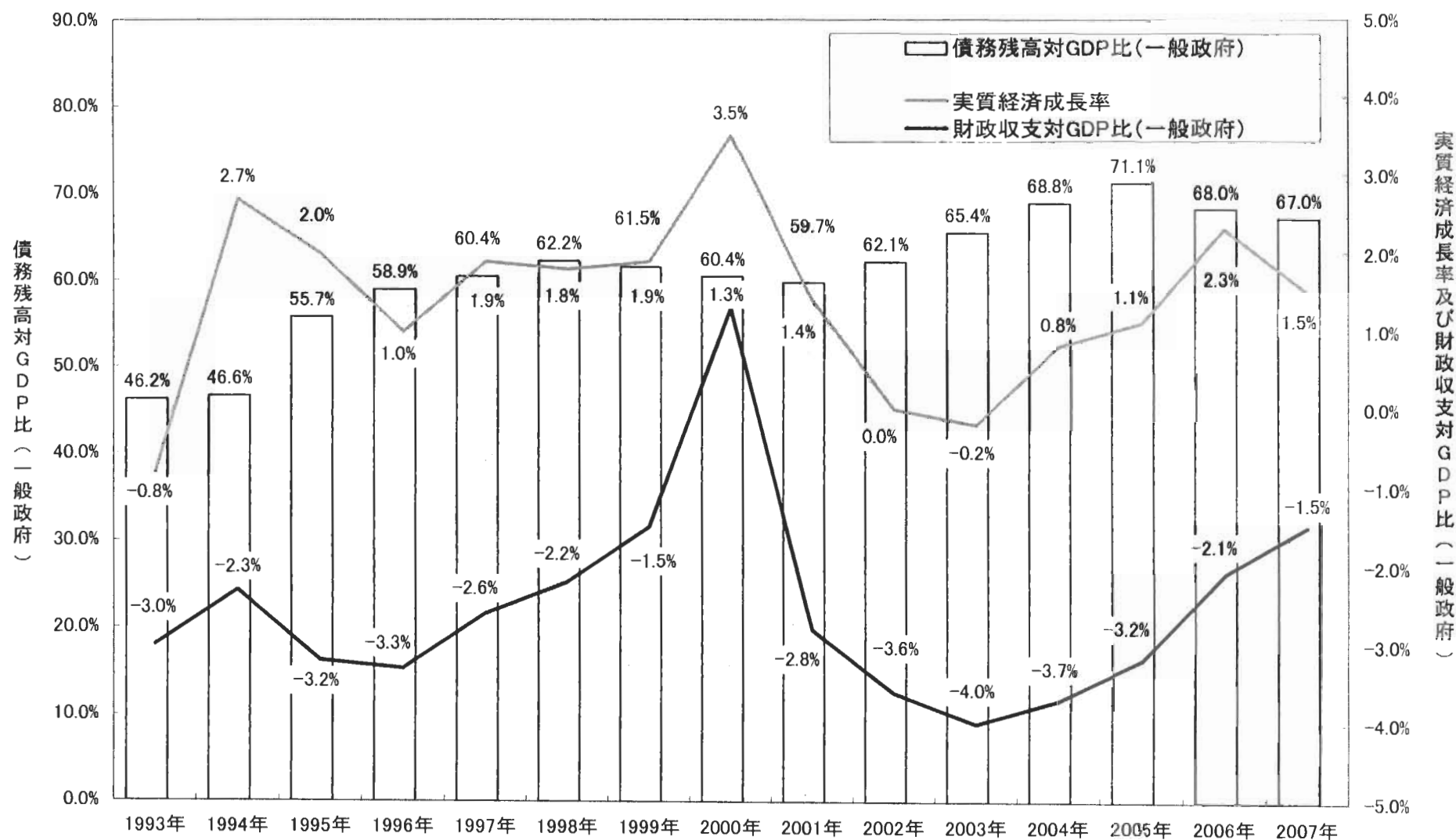
田近 栄治
2007年4月13日

1. ドイツ

- マクロ経済、財政状況
- 財政再建のための付加価値税の引上げ等
- 経済のEU化・国際化に対応した法人税改革
- 金融所得について源泉分離課税の導入

マクロ経済、財政状況

ドイツの実質経済成長率、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の推移



財政再建のための付加価値税の引上げ等

○ 概要:2007年1月

- ・付加価値税率の引上げ(16%→19%)
- ・所得税の最高税率の引上げ(42%→45%)

→ 増収分の3分の2は財政再建に、3分の1は失業保険料の引下げに充当する

○ 背景:マーストリヒト条約の財政赤字3%基準を満たさない状況が続いていた

○ ポイント:

①財政再建のための増税項目として付加価値税が選択された理由

- ・税率が他のEU諸国に比べて低かった(EU加盟国平均は約19%)
- ・輸出品免税であり、ドイツ製品の国際競争力に影響を及ぼさない
- ・薄く広く負担を求め、特定のグループに負担を負わせる税より理解が得やすい

②付加価値税引き上げの影響

・2007年の成長は減速すると見られるが、駆け込み需要の反動は一時的なものにとどまり、同時に行う社会保険料の引下げも勘案すると、付加価値税引上げの影響は軽微と見られる。

・中長期的には、財政健全化がシグナルとなって国民のマインドが上昇するなど経済にプラスの効果が生まれると見られる。

経済のEU化・国際化に対応した法人税改革

○ 概要: 2008年1月(予定)

- ・法人実効税率の引下げ(約39%→30%)

ドイツの法人所得課税は、国税の法人税と市町村税の営業税とからなるが、法人税は税率を引下げ(25%→15%)つつ、営業税については歳入中立(課税指数の引下げと課税ベースの拡大)

- ・課税ベースの拡大等によるネットの減収額の抑制(減収額の6分の5を補填)

○ 背景:

- ・ドイツ国内で利益を上げながら海外へ所得を移転する企業への対応
- ・企業の国内投資による雇用創出、賃金上昇、所得税・社会保険料の増収

○ 主要な増減収項目の見積り

(億ユーロ)

増収項目		減収項目	
・営業税の損金算入の否認	+114.45	・法人税率の引下げ(25→15%)	-125.55
・国内課税基礎の強化による増収	+38.90	・営業税率の課税指数の引下げ	-72.85
・定率償却制度の廃止	+33.65	・所得税における営業税控除率の引上げ	-52.65
・移転価格税制の強化	+17.70	・人的企業に対する所得税率の軽減	-40.45
・支払利子費用の損金算入の制限	+14.75	等	
・企業買収規則の厳格化	+14.75		
・有価証券を利用した租税回避の制限	+11.80	改革全体の減収額	-50.15
等			

金融所得について源泉分離課税の導入

○ 概要: 2009年1月(予定)

利子、配当、株式譲渡益について、25%の源泉分離課税

○ 背景: 金融商品の形を変えることによる課税逃れへの対応

○ ポイント:

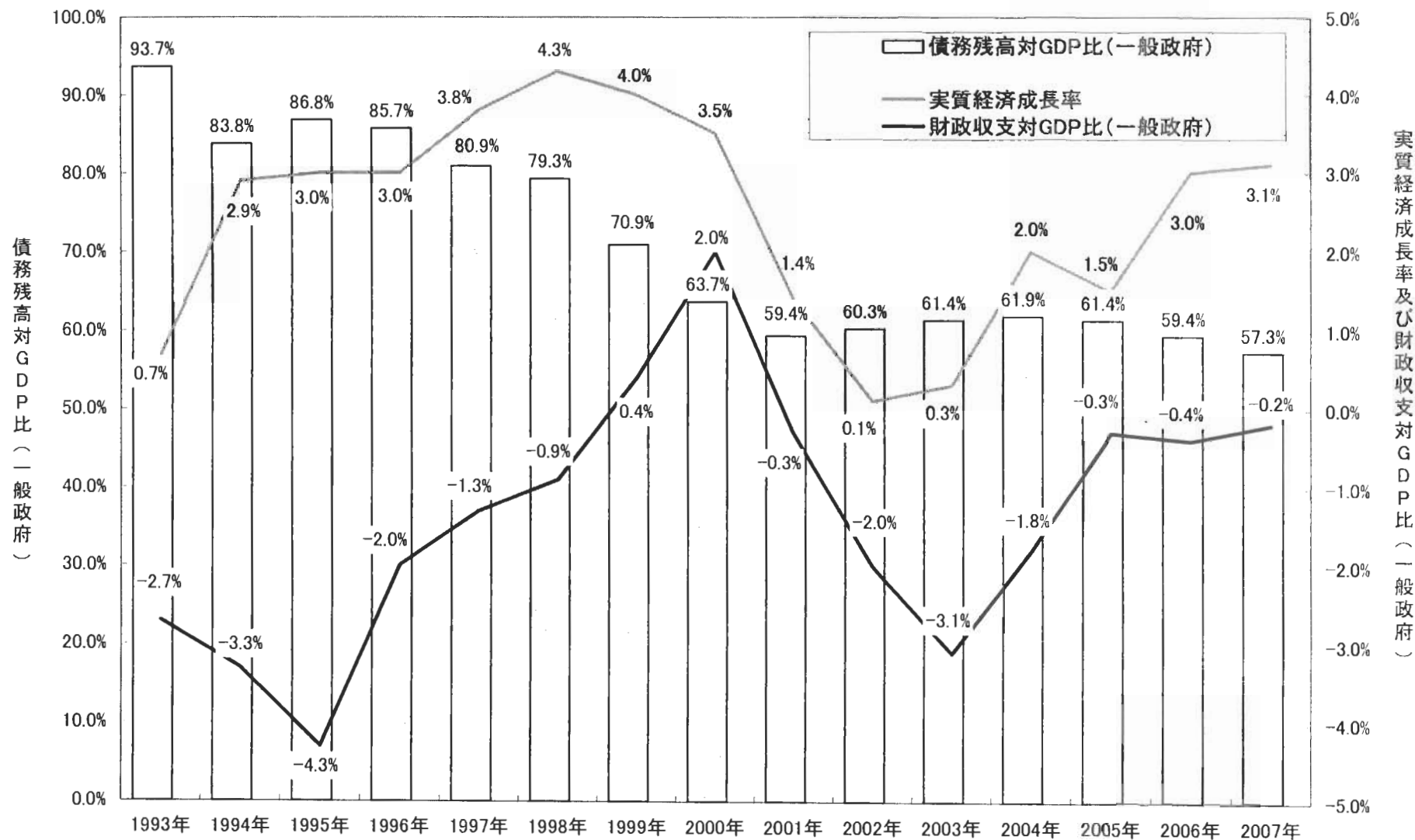
- ①株式譲渡益課税についての伝統的な収益に課税するが譲渡益には課税しないという原則を完全に放棄。
- ②配当への課税については、法人税との二重課税の調整はもはや考慮する必要がないとの考えにより、調整措置は講じない。(法人税を引き下げるため、法人税と合わせた負担は軽減される)

2. オランダ

- マクロ経済、財政状況
- 2001年改革①ボックス・タックスの導入
- 2001年改革②所得控除から税額控除への移行
- 2007年法人税改革

マクロ経済、財政状況

オランダの実質経済成長率、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の推移



（出所）OECD “Economic Outlook No.80”（2006年12月）

2001年改革①ボックス・タックスの導入

○ 概要：勤労性所得と資産性所得を分離して課税

ボックス1	勤労及び事業、居住用住宅からの所得(33.65%～52%)
ボックス2	株式・出資金の大口所有者の持分所得(25%)
ボックス3	資産性資産からのみなし収益(30%)

○ 背景：住宅ローン利子控除等により課税ベースが浸食されていたこと、そのため60%という高い所得税の最高税率、富裕税のため高所得者の国外移住が問題となっていたこと等

○ ポイント：

- ①勤労及び事業所得の最高税率の引き下げ(ボックス1)
- ②富裕税に代わるものとして、金融所得の収益率を一定(4%)とみなし、資産価格の1.2%を税額とする制度を導入(ボックス3)

2001年改革②所得控除から税額控除への移行

- 概要: 基礎控除等の人的控除(所得控除)を税額控除に変更
- 背景:
 - ・ 所得税の税率を引き下げる(33.9~60%→32.35~52%)に際して、全体としての減収額を抑制するため、低所得者に配慮した形の控除の見直しにより、増収をはかる必要があったこと等
- ポイント:
 - ・ 基礎税額控除の他に、児童税額控除や勤労税額控除などの税額控除が創設されているが、これらの合計額が、算出税額(社会保険料を含む)を上回る場合、その差額を給付する仕組みにはなっていない。

2007年法人税改革

○ 概要: 法人税の減税と課税ベースの拡大

- ・ 法人税率の引下げ(29.6%→25.5%)
- ・ 配当の源泉税率の引下げ(25%→15%)
- ・ 法人税において、グループ利子ボックス、特許ボックスを創設し、それぞれ5%、10%の税率を適用する。
- ・ 資本参加免税制度の適用条件を緩和
- ・ 欠損金の繰越し・繰戻しの期間を制限

○ 背景: 投資受入れ国として、他のEU諸国との競争のため、法人税を引き下げる必要があった

○ ポイント: 自営業者についても、所得税のボックス1の課税ベースを利益の9割とし、法人税の引き下げにあわせて軽減

3. フランス

- 税制上の課題、社会保障財源の確保
- 最近の出生率の向上と家族政策

税制上の課題、社会保障財源の確保

【税制上の課題】

一般社会税の所得税との統合

法人税の引下げ

富裕税の引下げ

社会保障目的の付加価値税

【社会保障財源の確保】

趣旨: 今後さらに社会保障支出の伸びが予見される中、中期的に財源を確保する必要であるが、一般社会税の更なる引上げは困難。

検討されている案:

社会保障目的の付加価値税の引上げ
(同時に、社会保険料を引下げ)

最近の出生率の向上と家族政策

- 基本的考え方: フランスにおける家族政策は、個人の選択の自由の保障を目的とする。子どもを持つという選択をした者が仕事の面で払うことになる犠牲を可能な限り小さくすることで、子どもを産まないか、産んだ場合でも、家で仕事をせずに子どもを育てるか、仕事をしながらベビーシッターなどを活用して子どもを育てるかといった選択肢を提供するものである。こうした政策により、職業と家庭生活の両立が可能となり、その結果として出生率が上昇した。
- 課題: 家族手当を拡大するかどうか、給付を活用するのに必要なインフラ整備、サービス体制の充実(保育園の充実、保育ママの訓練等)等。